**奈良6次産業化プランナー公募要項**

奈良６次産業化サポートセンター（以下、「サポートセンター」という。）は、県内の農林漁業者等からの６次産業化にかかる相談や支援依頼に対し、専門性の高い人材「奈良6次産業化プランナー」（以下「プランナー」という。）を派遣し、きめ細やかな助言や経営支援を行っています。

プランナーは公募により、サポートセンター及び奈良県による審査を経て、正式に選定・登録されます。プランナーとしての登録をご希望の方は、本要項に同意の上、ご応募下さい。

|  |
| --- |
| 奈良6次産業化プランナー　応募方法等 |

１．募集人数

　若干名

２．応募資格

　プランナーに応募しようとする者は、次の（１）から（３）までの要件を満たしていることとします。

（１）学識要件

　　以下の分野について一定の知見を有しつつ、そのうち１以上の分野について高度な専門的知見を有していること。

　（ア）本県の農林水産物の生産実態

　（イ）農林水産物の加工

　（ウ）農林水産物（加工品）の流通

　（エ）農林水産物（加工品）のマーケティング

　（オ）農政、食品安全等に関する法令、制度

　（カ）経営管理

　（キ）農林水産物の輸出

（２）経験要件

　　６次産業化に関する案件について、サポート業務若しくはコーディネート業務に携わったことがあること、又は６次産業化に取り組んだことがある農林漁業経営者であって、いずれも一定の成果を上げていること。

（３）コミュニケーション能力要件

　以下の要件を全て満たしていること。

　（ア）６次産業化に関係する各分野の人材に精通していること。

　（イ）６次産業化に関する支援措置や事業計画の作成に関し、事業者に対して丁寧に相談に応じ、的確な助言をする能力を有していること。

３．選定方法

　（１）書類審査で審査基準を満たした者に対し、面接による審査を実施します。

　（２）選定結果については、速やかに全ての応募者に通知する予定です。

　　　　なお、プランナーの選定に係る経過や選定結果等に関するお問い合わせについては、一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

４．応募方法

　　　応募書類に必要事項をご記入の上、次のとおり提出して下さい。提出された書類等は返却いたしません。なお、応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

　（１）応募期間　　平成28年12月5日～1月13日

※応募状況により期間は変更になる可能性がございます

　（２）提出先　　　奈良６次産業化サポートセンター　事務局

 〒630-8225

奈良県奈良市西御門町28　北川ビル3Ｆ

（株式会社JTB西日本奈良支店内）

　（３）提出方法　　郵送又は持参

　（４）応募書類　　奈良県農林部マーケティング課ホームページからダウンロードまたは上記提出先で配布しています。

５．お問い合わせ先： 奈良6次産業化サポートセンター（担当：加藤、松田、則包）
Tel：0742-85-0068 Mail：nara6sapo@west.jtb.jp

６．その他

サポートセンターにプランナーとして登録された場合でも、各都道府県が設置する地域の６次産業化サポートセンター等に重複登録されても差し支えありません。

|  |
| --- |
| 求められる奈良６次産業化プランナーの人物像 |

　サポートセンターでは、以下のような人物をプランナーとして求めています。

１．6次産業化促進に向けて、農林漁業者等に対し提供し得る、特定の分野の知識・経験を有していること。

1. 農林漁業に関する深い理解を有し、6次産業化に向けた各種制度について日々情報収

集に努め、理解・活用しつつ、求められる実務を提供できること。

1. 複数のプランナーや、地域の支援機関等、自治体等とも連携して業務にあたるため、高い倫理観や強い責任感及び協調性を有していること。
2. サポートセンター事業及びプランナー制度の周知・普及に努め、本制度の価値提案及び利用拡大に貢献すること。

５．サポートセンター業務の実施期間中、相談者に対し真摯に向き合い、継続的かつ安定的にプランナー業務に従事すること。

|  |
| --- |
| 奈良6次産業化プランナーの登録について |

全ての審査を通過された方については、プランナーの登録手続について、事務局よりご連絡させていただきます。雇用主を介したプランナー登録、プランナー業務依頼の受託、謝金等の支払を希望する場合、当該雇用主とサポートセンター間で契約手続が必要となります。なお、当該雇用主は、次の各号に掲げる全ての要件を満たした法人とします。

1. プランナーの要件を満たす者を、少なくとも１名以上、雇用しているか、役員に置いていること。
2. 上記①に該当する者が、サポートセンター業務の実施期間中、継続的かつ安定的に同事業に従事することが可能であること。
3. サポートセンターが上記①に該当する者を指名してサポートセンター業務に従事するよう依頼した場合、これを拒否せず、かつ、当該者に何ら制約を加えることなく、同事業に従事させることができること。

|  |
| --- |
| 奈良6次産業化プランナーよる支援活動 |

プランナーが行う、農林漁業者や事業者（以下、「農林漁業者等」という。）に対する支援活動（以下、「プランナー業務」という。）は、以下の通りです。

1. プランナーは、サポートセンターが農林漁業者等や地域支援機関等から相談を受けた上でプランナー派遣を希望する、農林漁業者等が作成する「申込書」、支援内容が明示された文書等に基づき、農林漁業者等の支援を行って頂きます。
2. サポートセンターはプランナーに対し「申込書」を提示し、当該プランナーへ支援の打診を行います。プランナーは、支援の可否をサポートセンターへご連絡頂きます。
3. プランナーは、プランナー派遣を決定した農林漁業者等（以下、「支援対象事業者」という。）への訪問行程表をサポートセンターへご提示いただき、サポートセンターから行程内容の承認を得ます。
4. プランナーは、「相談者カルテ」や支援内容が明示された文書を受領後、当該の業務を受託する旨、サポートセンターへご連絡願います。
5. サポートセンターから支援対象者の名称、時間、内容が明示された文書を受領後、業務受託の可否をご連絡ください。
6. プランナーは、支援対象事業者への訪問を含む支援計画の遂行その他において、サポートセンターの指示に基づき活動し、新たに「相談者カルテ」を作成ください。作成後速やかに、「相談者カルテ」をご提出頂きます。その際、適切に活動を行ったことを証する書類も併せてご提出頂きます。
7. 複数のプランナーがチームを組み、支援対象事業者等に対し、複数回訪問して頂くことが想定されます。この場合でも、訪問の都度、プランナーに「相談者カルテ」をご提出頂きます。
8. 上記報告が適切になされたとサポートセンターが確認できた場合、サポートセンターはプランナーに対し、支援依頼文書に基づき定められた活動費及び交通費等の支払を行います。
9. 派遣に係る経費については、派遣終了後に業務報告書と支出整理表をサポートセンターへ提出頂き、月毎での活動全てに対して月末締めでの請求を頂き、支払を行います。

派遣における謝金の単価は1時間あたり6,500円です。交通費は実費支給となります。

10．６次産業化サポートセンター事業は奈良県の「委託事業」であり、プランナーの活動報告及び費用の支出が適切であったか、事後に詳細調査を行います。

|  |
| --- |
| 奈良6次産業化プランナーへの応募及び支援活動の実施にかかる留意事項 |

プランナーへの登録をご希望の方、及びプランナー登録された方は、以下の事項を遵守してください。違反する事実が発覚した場合、プランナーとして除名する場合があります。

１．応募に際し、書面・口頭に関わらずサポートセンターに提出された情報に虚偽がないこと。

1. 法令及び関連法規を遵守すること。

３．情報管理を徹底すること。特に、支援対象事業者及びサポートセンター以外の第三者に情報を開示する場合には、支援対象事業者から書面にて同意を取得すること。

４．支援活動は、引き受けたプランナー本人が行い、第三者へ委託しないこと。

５．支援活動にかかる報告は、迅速かつ正確を期すこと。また、支援活動業務以外の目的

に要した費用等の請求を行わないこと。

６．本支援計画に基づく支援については、サポートセンターによる費用負担が前提であり、支援対象である農林漁業者等または第三者から、二重で費用や報酬を受け取らないこと。

７．サポートセンターが定める各種規程・規約、及びサポートセンターからの指示・

依頼については厳守すること。

1. プランナーとして積極的に活動に取り組み、また日程調整等の努力を図ること。

９．本制度の周知・普及に協力し、本制度の価値提案及び利用拡大に貢献すること。